

浅間山火山防災協議会における火山防災対策への取組み ～浅間山火山ハザードマップを作成しています～

浅間山周辺の自治体や防災関係機関で構成する浅間山火山防災協議会では、浅間山で想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備、地域住民等の防災意識の向上等を目的に火山防災対策を進めています。

○噴火への備え○

浅間山は、過去に天仁(1108年)や天明(1783年)の大規模噴火により大きな被害が発生した記録があります。明治時代末期から昭和30年代にかけても、小規模ながら爆発的噴火が発生していました。

浅間山では、噴火に伴う現象が影響を及ぼすおそれのある範囲を図示したハザードマップが過去に複数作成されましたが、最新の知見・手法等を用いて、避難計画等のさらなる充実・強化を図るための基礎資料として、大規模噴火を想定した火山ハザードマップを作成することとしました。

平成29年度に完成予定のハザードマップ

大規模噴火を想定した火山ハザードマップ(新規作成)	最新の知見とシミュレーションに基づき、大規模噴火を想定した火山ハザードマップを新たに作成しています。
小規模～中規模噴火を想定した火山ハザードマップ(改訂)	平成23年度に協議会が作成した積雪期に発生が想定される融雪型火山泥流マップを加えて改訂しています。



平成30年3月末に開催する浅間山火山防災協議会での承認を経て、公表します

○作成後の火山ハザードマップの利用方法について○

噴火時の迅速な避難を実現させるには、避難行動をとる住民の皆さんや登山者等が、噴火に伴う火山現象による影響範囲や避難場所の位置、避難経路を正確に理解しておくことが重要です。今回作成するハザードマップでは、影響範囲を確認することが可能になります。さらに、市町村ごとに住民の皆さんや登山者等にとって必要な避難場所の位置等の防災情報をハザードマップに加えた「火山防災マップ」の作成を進めます。

また、ハザードマップは、浅間山の統一的な避難計画を作成する上でも重要な基礎資料として、各市町村や防災関係機関で活用していきます。

参考資料：浅間山の火山防災の検討体制

浅間山火山防災対策連絡会議
(平成17年～)

長野県、群馬県、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、
長野原町、嬭恋村、気象庁、防災関係機関(気象庁、警察、
消防、自衛隊)等の18機関により構成



御嶽山の噴火を受けて平成27年12月活動火山対策
特別措置法が改正され、火山防災協議会の設置義
務や協議会を構成する関係機関が規定されました。

浅間山火山防災協議会
(平成28年3月～)
※法に基づく協議会に移行

長野県、群馬県、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、
長野原町、嬭恋村、気象庁、国土交通省、防災関係機関(警
察、消防、自衛隊)等、民間企業などを含めた43機関と火山
専門家により構成

火山防災協議会 (第4条)

…関係者が一体となり、専門的知見も取り入れながら検討

・ 都道府県・市町村は、火山防災協議会を設置(義務)

必須構成員

必要に応じて追加

都道府県・市町村

気象台

地方整備局等
(砂防部局)

観光関係団体 等

火山専門家

自衛隊

警察

消防

※他、環境事務所、森林管理局、交通・
通信事業者等。集客施設や山小屋の
管理者も可。

協議事項

・ 噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、一連の警戒避難体制
について協議

噴火シナリオ

※噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移
を時系列に整理したもの

火山ハザードマップ

※噴火に伴う現象が及ぼす範囲を地
図上に示したもの

噴火警戒レベル

※噴火活動の段階に応じ
た入山規制、避難等

避難計画

※避難場所、避難経路、
避難手段等を示したもの

平成30年3月 浅間山火山防災協議会

(長野県、群馬県、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町、嬭恋村)